

令和8年度事業計画書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

1. 概況

- (1) 景気は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続くことが期待されるが、今後の物価動向、中東情勢をめぐる動向などの景気の下振れリスクに留意する必要がある、地域の経済や中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しさも見られるところである。

雇用情勢については、令和7年度の有効求人倍率は1.20倍と前年を0.05ポイント下回ったものの、引き続き人手不足感が高い水準にある。こうした中、業種や職種、地域によるバラツキには引き続き注視していく必要がある。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少、働き手のニーズの多様化、IT化、経済のグローバル化等が進展する中で、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の確保等による働き方改革が求められるとともに、女性、高齢者、外国人等を始めすべての人材にとって働きやすい環境を整備し、さらには労働移動の円滑化、労働者のリスクリング等を図ることが重要な課題となっている。

- (2) このような状況下にあって、労働者の福祉を支える労働保険制度が十分にそのセーフティネット機能を発揮し、労働者が安心して働くことができる環境の整備が図られることが必要であり、中小規模事業者について、労働保険制度の適正な運営を図る上で労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の果たす役割は、一層重要なものとなっている。

事務組合は、令和6年度末における適用事業約343万7千のうち、約139万8千（40.7%）の事業主から事務委託を受け、また、令和6年度の労働保険料の収納率は99.6%と適用事業所全体の収納率99.1%に対して引き続き高い収納率を維持するなど、労働保険事業の運営に欠くことのできない存在として大きく貢献してきている。

- (3) 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）においては、厳しい財政状況での法人運営が求められる中、厚生労働省の委託事業である労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業（以下「周知・啓発事業」という。）については、現時点においては令和8年度の調達が行われていない。

こうした中で、全国労保連としては、委託事業の受託に向けた取組を進めるとともに、会員事務組合の理解を得つつ、引き続き質の高い会員サービスの提供に向け、労働保険未手続事業一掃業務（以下「未手続事業一掃業務」という。）及び労保連労働災害保険事業（以下「保険事業」という。）の普及拡大などについて、業務の効率化やデジタル化の推進に努めつつ、限られた人的、経済的資源を効果的かつ効率的に活用する。

また、「えるぼし」認定法人として、今後も女性活躍推進に継続的に取り組

むほか、「くるみん」取得に向けた職場環境等の構築を進める。

なお、各事業の実施に当たっては、目標管理を的確に行うことが重要であることから、事業の進捗状況等を管理する様式を電子媒体で作成し、本部・支部で共有するとともに、関係委員会などにおいて進捗状況に応じて新たな施策を講じるなど、「ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」認証の過程で築いた目標管理の仕組みを活かしつつ取り組む。

- (4) 中でも、3年契約の最終年度を迎える未手続事業一掃業務については、組織を支える一丁目一番地の重要な事業であり、厚生労働省など第三者からも前向きな評価が得られるよう、全国労保連の“強み”である全国的なネットワーク、多様な会員構成、これまで培ってきた専門的知見等を最大限に活かしつつ、目標達成に向けて全力で取り組む。
- (5) 他方、今後とも質の高い会員サービスの提供を図るべく、財政基盤の強化、安定化等を図るためには、委託事業に依存しない強靱な事業体質の確保を目指す必要がある。

そのためには自主事業のさらなる拡充が不可欠であり、その柱である保険事業の充実強化を図ることが急務となっている。

保険事業については、「第3次労保連労働災害保険事業推進計画」の最終保険年度を迎えることになり、令和8保険年度の目標である保険料収入11億円の達成、適正な代理店業務運営の確保等を目指して、代理店登録会員事務組合（以下「取扱事務組合」という。）の増大を図るとともに、“契約なし”取扱事務組合の解消に努めるほか、取扱事務組合に対して訪問による指導・監査を行うなど、より一層の充実強化を図る。

- (6) 事業の実施に当たっては、会員事務組合、委託事業場とそこで働く労働者のため、全国労保連本部（以下「本部」という。）・都道府県支部（以下「支部」という。）、会員事務組合の全国を網羅するネットワークとスケールメリットを最大限活用し、支部及び会員事務組合の知恵と工夫が共有され組織全体に活かされる環境づくりに努め、労働保険制度の健全な発展及び全国労保連の事業の計画的かつ持続的な発展に努める。
- (7) なお、厚生労働省の委託事業の受託者及び認可特定保険業者として、区分経理の徹底、内部牽制体制の確保など適切な経理処理が求められており、厳正な経理処理の実施、コンプライアンス意識の徹底などに努めるとともに、同省による指導等を踏まえ、認可特定保険業に関する代理店監査（実地又は書面）等の充実に努めるなど、引き続き適正な事業運営に努める。
- (8) また、全国労保連においては、特定フリーランス事業に係る特別加入団体である全国労保連フリーランスと業務委託契約を締結したところであり、①周知・広報、②相談対応（各支部に相談窓口を設置し相談対応を行う）、③加入希望者の紹介等の業務を本部・支部が一体となって取り組む。
- (9) なお、全国労保連が事業を推進するに当たっては、IT化の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ、会員事務組合のニーズを汲み取り、関係委員会等に意見を反映させるなど、効果的な運営に努める。

また、通常総会や理事会等の会議、各種研修の運営に当たっては、オンライ

- ン形式による開催も有効に活用するなど、弾力的かつ積極的な運営に努める。
- (10) 以上の方針を踏まえ、本部・支部、会員事務組合が一体となり、令和8年度の組織運営及び業務運営を以下のとおり行う。

2. 組織運営の充実強化

- (1) 厚生労働省の委託事業である周知・啓発事業の調達が現時点では行われておらず、厳しい財政状況にある中で、全国労保連の持続的な事業運営ができるよう、本部・支部の組織体制と事業、今後の対応などについて検討する。

また、新たな事務組合の開設又は後継者不在等の理由による事務組合の廃止を検討している者に対する相談窓口については、各支部において一層の周知・広報に努めるとともに、新設・廃止事務組合等に係る情報の的確な把握、必要な支援等に努める。

なお、全国労保連の組織率は84.2%（令和6年度末）となっているが、依然として1割を超える事務組合が非会員であることから、本部ホームページの活用等により、全国労保連組織の会員メリットの周知に努めるとともに、問題点や課題の把握、検討等を進め、厚生労働省と連携を図りつつ、本部・支部が一体となって組織率の向上に努める。

- (2) また、全国労保連の業務が円滑かつ効果的に推進されるよう、全国労保連の財政基盤の強化に努める。

このため、引き続き非会員事務組合の会員化による会費収入の確保、財政基盤に資する保険事業の普及拡大等を積極的かつ機動的に進める。

- (3) 会員事務組合においては、委託事業主の信頼を得て適正な業務を執行することにより、事務組合の役割を十分果たすとともに、未手続事業一掃業務などを通じた手続勧奨を積極的に行い、事務組合への委託の拡大に努める。

- (4) なお、関連する諸課題については、組織等検討委員会など関係委員会において検討し、検討結果については、広く会員事務組合に周知するとともに、行政の施策に反映すべきものは、厚生労働省に対して要請を行い、必要な措置が講じられるよう努める。

- (5) ブロック会議（地域協議会）については、その協議結果を全国労保連の事業運営に的確に反映させる必要がある。

このため、未手続事業一掃業務を始めとする議題を設定し、幅広く各支部の意見の集約及び情報の交換を行うとともに、その結果については、組織全体に周知を図り、事業運営に反映させるよう努める。

また、要望については、関係委員会での検討結果等も踏まえ、厚生労働省に必要な働きかけを行う。

3. 労働保険事務組合業務の改善等

- (1) 未手続事業一掃業務、保険事業、中小企業退職金共済受託事業等、会員事務組合が行う業務は多岐にわたっており、これらの業務を的確かつ迅速に処理するため、デジタル化推進専門委員会（以下「デジタル化専門委」という。）など関係委員会での検討も踏まえ、引き続き業務の効率化に努める。

(2) 労働保険事務組合業務支援ソフトウェア（以下「業務支援ソフト」という。）については、依然として利用に当たって不安や支障が生じていることから、引き続き厚生労働省等と密接な連携を図ることなどにより、年度更新業務等において円滑かつ確実な稼働を確保し、会員事務組合におけるより一層の効率的な業務運営に資するものとする。

さらに、業務支援ソフトの安定的稼働に向けて、現状の課題についての分析、検証を実施する。

なお、今年度の雇用保険率改定等を踏まえ、すべての会員事務組合における年度更新事務の円滑な実施が確保されるよう、厚生労働省及び都道府県労働局（以下「労働局」という。）との連携等に特に留意する。

また、電子政府の実現に向けて積極的に進められている電子申請手続の運用については、より一層利用しやすい環境の整備が図られるよう、引き続き同省に要望するとともに、関連情報の収集及び情報提供等に努める。

さらに、デジタル化専門委において、電子申請の利用促進、年度更新業務のデジタル化、業務支援ソフトの今後の方向性等について検討を進めるとともに、本部・支部における事務処理の効率化を推進する。

なお、業務のデジタル化・効率化の推進に当たっては、ISO27001の手法を活用し、情報管理の徹底を図る。

(3) 労災保険の特別加入制度については、中小事業主の二重加入の解消、一人親方等の拡大、給付面での課題等について問題点の把握等に努め、労働保険業務検討委員会において検討を進めるとともに、厚生労働省における特別加入制度の見直しの動向等を引き続き注視しつつ、必要な要望等を行う。

また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けた「全国労保連フリーランス」は、特別加入団体として必要な運営体制の整備・強化を図るとともに、ホームページ活用などによる支援活動を推進するほか、周知・広報、相談対応等会員拡大につながる事業を積極的に展開する。

4. 労働保険未手続事業一掃業務

本部・支部に設置した労働保険未手続事業一掃推進委員会などで目標管理のより一層の徹底を図り、ブロック会議などを通じて課題の抽出と情報の共有化を図るなど、本部・支部、会員事務組合の密接な連携の下、設定した目標を確実に達成する。

(1) 労働局との協議会

未手続事業一掃業務を効果的に実施するため、労働局との「労働保険の未手続事業一掃対策に係る協議会」（以下「協議会」という。）を年3回を目途に開催し、未手続事業一掃計画の策定、未手続事業名簿の取扱いと役割分担、業務の進捗状況、労働保険未手続事業一掃推進員（以下「推進員」という。）研修、困難事案の移管等について意見交換・情報共有を行うとともに、必要に応じて実務者レベルの協議を行い、業務の円滑な推進を図る。

(2) 未手続事業一掃計画の策定と目標管理

未手続事業一掃業務の実施に当たり、支部ごとの未手続事業一掃計画を策定し、業務目標の達成に向けて、これまでの実績等を十分省みつつ鋭意取り組む

とともに、本部及び支部で開催する「労働保険未手続事業一掃推進委員会」において、ISO27001 の手法を活かした目標管理を徹底し、業務の着実かつ効果的な推進を図る。

各支部は事務組合ごとの目標を設定しつつ進捗管理を行うとともに、定期的に進捗状況を本部に報告し、本部は効果測定をして必要な改善等の指示を支部に行うなど、目標達成に向けて効果的な取組を行う。

(3) 手続勧奨活動

事業主の十分な理解を得つつ、未手続事業一掃業務取扱手引、労働保険未手続事業一掃指導員マニュアル、労働保険手続勧奨実施マニュアル等を積極的に活用することにより、手続勧奨活動に取り組む。

また、支部は、推進員の活動環境等を把握するとともに、推進員の母体団体における理解と協力を促すなど推進員の活動の支援に努める。

さらに、指導員が推進員に同行して、あるいは推進員として単独で、手続勧奨を行う。

- ① 手続勧奨活動が円滑に実施できるようにするため、推進員を全国で 7,700 名程度委任する。
- ② 本業務の効果的な推進を図るため、労働局との協議会を積極的に活用するとともに、未手続事業の一層の把握に努め、手続勧奨実施事業数 97,000 件、保険関係成立件数 26,000 件（雇用保険のみを除く）を目標に業務を進める。

(4) 推進員に対する研修

推進員に対する研修については、地域の実情を勘案し、手続勧奨活動の質的向上が図られるよう、労働局と連携を図りつつ、その効果的かつ効率的な実施に努める。

なお、研修の実施に当たっては、グループ討議、ロールプレイ等参加型の研修及び推進員の習熟度に応じた階層別研修など工夫して行う。

(5) 全国労働保険未手続事業一掃会議等

① ブロック会議

全国 6 ブロックで厚生労働省及び各ブロック内の労働局の参加のもと 9 月・10 月に開催し、本部と支部が未手続事業一掃に向けてブロック固有の課題整理を行い、事業の推進を図るとともに、全国労働保険未手続事業一掃会議をより効果的なものにする。

② 全国労働保険未手続事業一掃会議

厚生労働省が実施する労働保険未手続事業一掃強化期間に合わせて、ブロック会議の成果を踏まえ、11 月 18 日に「全国労働保険未手続事業一掃会議」を開催し、未手続事業一掃業務への取組の促進、労働保険制度の普及・啓発及び事務組合制度の周知を図る。

(6) 事務処理の効率化

デジタル化専門委における検討結果を踏まえ着手した未手続事業一掃業務に係る本部・支部の事務処理効率化の取組を継続して推進する。

本部・支部間の情報連携、本部のデータ入力作業などについて、ファイル共有サービス、「RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）」などのデジタルツールを活用した

事務処理を一層進めるとともに、運用ルールの標準化や作業手順の見直しを行い、業務の効率化に努める。

5. 指導・育成事業

事務組合の運営に係る指導・育成、労働保険事務に係る資質の向上、改善等に関する次の事業を行う。

(1) 情報誌の発行等の事業

情報誌「全国労保連」については、会員事務組合がその業務を実施するために役立つ内容とするなど、引き続きその充実に努める。

(2) 出版事業

事務組合職員の労働保険制度及び事務組合制度の理解や業務推進のための参考資料として、「事務担当者必携」と「やさしい年度更新」について、法改正に伴う改定など内容の充実に図り、一層の普及に努める。

(3) 事務組合業務の支援

会員事務組合職員の研修及び会員事務組合による年度更新業務等に係る支援については、労働局の労働保険徴収主務課（室）等の協力を得て、支部が主体となっていく。

また、本部・支部は、優良会員事務組合等の表彰なども併せて行う。

6. 労働福祉事業

委託事業場に対する労働災害補償に関する保険事業の運営、普及その他労働福祉の増進に資する次の事業を行う。

(1) 労保連労働災害保険事業

保険事業は、全国労保連の設立目的である労働福祉の向上に大きく寄与するとともに、自主財源を基盤とする法人として活動を続けるための基幹事業である。

引き続き支部に係る支援措置を有効に活用しつつ、保険事業の充実強化を図る。

そのため、令和6保険年度からの3か年にわたる「第3次労保連労働災害保険事業推進計画」における最終目標である保険料収入11億円を目指し、本部・支部、取扱事務組合が一体となって、さらなる飛躍を図る。

具体的には、同計画期間の最終保険年度の目標として、保険料収入11億円を掲げ、PDCAサイクルの展開の徹底、研修等の効果的实施及び周知広報活動の徹底、会員事務組合の代理店登録に向けた勧誘活動の促進等に努め、各支部における会員事務組合の50%以上を取扱事務組合とするとともに、契約なしの取扱事務組合の解消に努め、保険料収入を対前保険年度比15%増を目指す。

特に今年度においては、令和8保険年度から実施する取扱手数料の引上げや上乘せについて積極的に周知するとともに、取扱事務組合を通じて委託事業場に対して、基本補償への脳・心臓疾患及び精神障害の追加や保険料の割引（メリット）率の上限引上げについて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。

なお、ISO27001の仕組みを活かした進捗管理の徹底を図り、デジタル化専門委における検討も踏まえ、取扱事務組合が行う事務処理手続のデジタル化・簡素化を進めつつ、着実かつ積極的な普及拡大に努める。

また、委託事業場からのより一層の信頼を確保するためにも、取扱事務組合に

おける保険募集等に係るコンプライアンスの確保等を図ることが益々重要となっていることから、取扱事務組合に対する訪問活動を交えながら指導・監査等の充実を図る。

なお、引き続き理事会において、事業運営の状況、計画等を確認するとともに、労働災害保険事業運営委員会、制度等検討委員会及び労働福祉事業検討委員会において、保険事業の運営状況等を審議し、さらなる推進と健全な発展に努める。

(2) 中小企業退職金共済受託事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と緊密に連携を図りつつ、中小企業退職金共済の広報等に努め、復託契約会員事務組合及び加入者の拡大を図る。

(3) ストレスチェックサービス受託事業

中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）から受託したストレスチェックサービス事業について、中災防と緊密に連携を図りつつ、復託契約会員事務組合の拡大、委託事業場におけるストレスチェックの実施の促進を図る。

(4) 労保連年金共済事業

受託者であるジブラルタ生命保険株式会社から財務内容、労保連年金共済の積立者数の減少及び関連する収益、事務費等の状況を随時情報収集し、必要に応じ、労働福祉事業検討委員会等において対応策を検討することにより、事業の的確な運用に努める。

7. 普及・広報事業

労働保険制度の普及及び広報に関する次の事業を行う。

(1) 労働保険・保険関係成立之証

事業主には、法令により労働保険番号等を事業場の見やすい場所に常時掲示し、労働者に周知することが義務付けられていることを踏まえ、引き続き本部・支部において、労働保険・保険関係成立之証について、情報誌やホームページ等により広報・普及を図る。

(2) 普及広報事業

広く関係者に労働保険制度や事務組合制度の理解が得られるようにするため、本部・支部において、情報の更新等を必要に応じて行うなど、ホームページのさらなる利便性の向上と内容の充実を図るとともに、支部におけるホームページの整備を進める。

また、全国労保連の設立目的等も踏まえ、起業者を始めとする事業主等の労働保険に係る理解の促進、労働保険の未手続事業の発生防止等に資するため、セミナーの開催、相談会での相談の対応等を行う。

このため、各支部において、地域の各種団体等を把握するとともに、各種団体等に対して労働保険未手続を解消するための取組を周知し、理解・協力を求める活動を継続的に実施するとともに、自主的なセミナー・相談会の開催に取り組む。

実施に当たっては、未手続事業一掃業務の協議会・推進委員会などで積み残した未手続事業者に対する説明会の実施など、労働保険関係の成立も目指した周知啓発活動を推進する。

併せて、従前のセミナー実施団体から講師派遣依頼を受けた場合、講師派遣やテキスト配布に協力する。